

令和5年度後期 コード類売却業務に関する仕様書

1 業務名

令和5年度後期 コード類売却業務

2 履行場所

所在地 一宮市奥町字六丁山 52 番地

施設名 一宮市環境センター及びリサイクルセンター

3 売却品及び推定売却量

対象のコード類は、不燃ごみ収集車により収集されたごみの中からリサイクルセンター運営会社職員が抜き出したもの及び一宮市環境センターへ持ち込まれたごみの中から一宮市職員が抜き出したものとする。

なお、家電製品のコード類は、製品との接続部分を1箇所切断したもので、コンセント等は付いた状態のものとする。

この推定売却量は、次のとおりであるが、これらは、令和4年度の実績であり、売却量を保証するものではなく、実際の搬出量が推定売却量と異なる場合でも、契約単価での売却とする。

令和4年4月	0 kg	令和4年10月	0 kg
令和4年5月	0 kg	令和4年11月	720 kg
令和4年6月	2,010 kg	令和4年12月	1,290 kg
令和4年7月	90 kg	令和5年1月	0 kg
令和4年8月	0 kg	令和5年2月	940 kg
令和4年9月	1,580 kg	令和5年3月	990 kg

4 売却品の引渡し

一宮市環境センター敷地内の指定した場所に回収ボックス（8 m³のフックロール荷台）を設置し、搬出の際に空の回収ボックスと入れ替えるものとする。

回収ボックスについては、受注者所有の物で、設置及び入れ替えは、受注者で行うものとする。

業務実施日は、一宮市から受注者に依頼があった日から10日以内で、両者協議のうえ決定する。

搬出に係る時間帯は、一宮市環境センターの受付時間内で、業務に支障のない時間とする。

5 計量方法

計量方法は、コード類を搬出する際に、コード類を積んでいない状態でトラックスケールにて計量し、その後コード類を積み込んだ状態でトラックスケールにて計量し、その差をもって引渡し重量とする。

6 報告書について

受注者は、回収したコード類の引渡し重量を月単位で集計し、翌月の10日（10日が閉場日の場合はその翌開場日）までに一宮市環境部施設管理課に報告書を提出するものとする。報告書は、業務終了後1年間保存するものとする。

7 売却代金の精算及び納付方法

一宮市が毎月の報告書により納付書を作成するので、受注者は、その納期限までに納付するものとする。

請求額は、1円未満を切り上げるものとする。

8 業務の再委託

(1) 包括的な再委託

不可とする。

(2) 個別業務の再委託

一宮市と事前に協議し、再委託の承認を得るものとする。なお、受注者は、再委託業務の受託者との契約書等の写しを一宮市に提出するものとする。再委託業務の受託者の業務は、受注者に準ずるものとする。

(3) 再委託業務の受託者

「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものとする。

9 契約期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

10 その他

(1) 回収したコード類を有価で引き取ること。

(2) 使用する運搬車両は、別紙「コード類の運搬車両届出書」により、あらかじめ一宮市に届け出ること。使用する運搬車両の更新等により変更が生じた場合にも逐次、速やかに届け出ること。

(3) 一宮市環境センター敷地内には収集委託業者や一般市民の搬入車両も往来するので、安全に努めて、速やかに作業を行い、滞留する時間を最低限とすること。

- (4) コード類用のフックロール荷台は、原則として旧ストックヤードに仮置きをすること。
- (5) 搬出時に過積載とならないよう注意すること。
- (6) 搬出等の連絡は、配車担当者が行い、行き違いが発生しないようにすること。
- (7) 売却品の引渡し及び計量方法について変更があった場合、一宮市の指示に従うこと。

別紙

コード類の運搬車両届出書

一宮市環境センターから排出されるコード類の運搬業務に使用する車両について、
下記のとおりお届けします。

令和5年 月 日

(あて先) 一宮市長

印

記

1. 車両区分 トン車
2. 車種
3. ナンバー